

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日	
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任			

平成22年 第1予算審査特別委員会 会議録

開催年月日	平成22年3月12日(金)・15日(月)・16日(火)・17日(水)・18日(木)		
開催場所	第二委員会室		
出席委員	別紙のとおり	事務局	中嶋事務局長
			田湯次長
欠席委員	別紙のとおり		村井主任主事
説明員	別紙のとおり		
1 付託事件			
議案第1号 平成22年度滝川市一般会計予算			
議案第16号 滝川市総務部及び滝川市教育委員会の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例			
議案第17号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例			
議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例			
議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例			
議案第22号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例			
議案第23号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例			
議案第24号 滝川市児童館条例等の一部を改正する条例			
議案第25号 滝川市老人福祉センター条例の一部を改正する条例			
議案第26号 滝川市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例			
議案第27号 滝川市住宅改修の促進に関する条例の一部を改正する条例			
議案第28号 滝川市勤労者福祉共済条例及び滝川市勤労者福祉共済特別会計条例を廃止する等の条例			
議案第29号 滝川市立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例			
議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター）			
議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（公民館）			
議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（市民会館・郷土館分館華月館）			
議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（保育所）			
議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（児童館）			

	議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター）
	議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター）
	議案第40号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター北地区分館）
	議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者授産施設及び知的障害者更生施設）
	議案第42号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者福祉センター等）
	議案第43号 公の施設の指定管理者の指定について（転作研修センター）
	議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について（総合交流ターミナルたきかわ）
	議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティ防災センター）
	2 審査の経過
	3月12日、15日、16日、17日、18日の5日間にわたり、慎重な審査を行った。
	3 審査の結果
	議案第1号及び清水委員から提出された議案第1号修正案については委員長を除く委員により採決した結果、議案第1号は賛成多数により原案のとおり可とすべきものと決し、議案第1号修正案は賛成少数により否とすべきものと決した。議案第16号から第19号まで、第22号から第35号まで、第39号から第45号までの25件については、全会一致により、いずれも原案のとおり可とすべきものと決した。
上記記載のとおり相違ない。 第1予算審査特別委員長 田 村 勇 印	

第1 予算審査特別委員会（第1 日目）

H22. 3. 12(金) 10:00～

第二委員会室

○委員長、副委員長就任挨拶をする。

開 会 10:00

委員長

委員動静報告～8名出席、遅刻～窪之内委員。

これより本日の会議を開く。本委員会に付託された事件は、

議案第1号 平成22年度滝川市一般会計予算

議案第16号 滝川市総務部及び滝川市教育委員会の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第17号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第22号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

議案第23号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例

議案第24号 滝川市児童館条例等の一部を改正する条例

議案第25号 滝川市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

議案第26号 滝川市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

議案第27号 滝川市住宅改修の促進に関する条例の一部を改正する条例

議案第28号 滝川市勤労者福祉共済条例及び滝川市勤労者福祉共済特別会計条例を廃止する等の条例

議案第29号 滝川市立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例

議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター）

議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（公民館）

議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（市民会館・郷土館分館華月館）

議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（保育所）

議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（児童館）

議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター）

議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター）

議案第40号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター北地区分館）

議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者授産施設及び知的障害者更生施設）

議案第42号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者福祉センター等）

議案第43号 公の施設の指定管理者の指定について（転作研修センター）

議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について（総合交流ターミナルたきかわ）

議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティ防災センター）

以上の26件となっている。なお、関連議案のうち第22号は歳入関連、それ以外の議案24件は歳出関連なので留意願う。

次に審査方法について協議する。日程については配付されている別紙日程表に基づき進めることとし、終了時間については遅くとも午後4時をめぐりとして取り進めることでよいか。(よし)

異議なしと認め、そのように決定する。

次に審査の進め方について協議する。議案の審査の進め方について、歳出は款別に、歳入は一括して説明を受けた後、それぞれ関連議案を含めて質疑を行うものとし、討論・採決については最終日に行うことでよいか。(よし)

そのように決定する。

なお、意見は討論の際に述べていただくことになっているので、質疑は簡潔に行い、特に付託事件以外の質疑は行わないよう配意願う。また、答弁については部課長に限らず内容の知り得る方に行っていただく。なお、初回答弁時のみ、所属、職名、氏名を述べてから答弁願う。

次に市長に対する総括質疑は審査日程の最終日に予定しているが、審査の過程で特に留保したものに限ることでよいか。(よし)

次に討論だが、付託されている26件の議案について、一括して各会派代表の方等が行うこととし、その順番は新政会、市民クラブ、公明党、日本共産党、窪之内委員の順とすることでよいか。(よし)

そのように決定する。

なお、各会派等から出された討論要旨については、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷・配付するので了承願う。

最後に資料要求の関係でお諮りするが、予定される資料についてはお手元に配付されている。これ以外で資料要求される方はその都度要求を願い、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定したいと思うがよいか。(よし)

そのように決定する。まず冒頭に資料要求をする方はいるか。

清 水

4点要求したい。

① 指定管理委託施設のうち非公募における管理者ごとの歳入歳出内訳。以前は予算書に載っていたものだが、今は内訳という点では載っていないということで昨年も要求している。

② 保育所運営費に要する経費内訳、保護者負担額・超過負担の推移がわかる資料。これも毎年要求している。

③ 国際交流基金のこれまでの基金の繰り入れ・繰り出しの経過。金利等は別として大きな節目で幾ら入れ幾ら出しているのかがわかる資料。

④ 来年度から業務従事する7団体について何人の業務従事者をどのようにかえるのかがわかる一覧表。

以上4点の資料要求をする。

委 員 長

ただいま清水委員から資料要求があった4件について、所管では用意できるか。

(はい)。委員もよろしいか。(よし) 委員会として資料要求することとする。

以上で審査方法についての協議を終了し、審査に入りたいと思うがよいか。(よし)

それでは日程に従い審査を進める。最初に総括について説明を求める。総務部長。

総括

総務部長
委員長

(総括について説明する。)

説明が終わった。これより質疑に入るが、冒頭決定したとおり審査は款別に進めることになるので、総括は款別にわたらぬよう質疑願う。質疑はあるか。

清水

① 事業仕分けの影響についての経済建設常任委員会の調査項目については委員会で報告をしているが、その他2つの委員会関係についてはどこに出てきているかわからない。例えばシルバー人材センターの補助金がそれによって減るということには驚いた。全体で事業仕分けの影響がどこの予算でどういうふうに影響が出ているのか伺う。

② 指定管理代行の契約をいろいろな款でされるわけだが、指定管理契約をした場合、地元業者に優先発注するというような契約はできないという答弁が今まで続いているが、来年度も続くのか改善されるのか伺う。

③ 来年度からの主な契約制度の変更ということで、特に最低入札価格が始められるのか伺う。

④ 一般会計のうち市の全施設の排雪の基準について、例えば総合福祉センターで1カ月くらい前、駐車場の3分の1くらいが堆雪場となっていたのは契約どおりなのか疑問を持ったが、施設の排雪基準としてどれくらいになったら排雪するのか伺う。

⑤ 資料要求している総務費関連について早めに資料をいただきたい。業務従事廃止については各課にわたるが、その場合プロパー職員化する場合の1人当たりの人件費の決め方の基準をどのようにしているのか伺う。

⑥ プロパー予算化することによって、受ける団体を雇用するわけだが、何年契約で雇用するとかといった市との間でどのような約束あるいは覚書が交わされているのか伺う。

浦川副主幹

② 2点目の指定管理の協定の関係だが、地元発注優先の改善についての考え方としてサービス向上とコストの削減ということを指定管理者制度の趣旨としている。公募の場合にそういう点の配慮についてのヒアリングやお願いは行いが、そうでなければならないというような条項を入れるような予定は22年度についてはまだない。

高橋部次長

③ 3点目の契約に際する最低制限価格の関係だが、来年度については考えていない。

伊藤課長

⑤⑥ 業務従事の廃止に伴うプロパー職員の補助の単価の考えとして、一般事務職については年間200万円ということで考えている。それぞれの職場を退職された年代の方々を想定している部分については年間250万円という基準を定めた。職種によっては現役世代の方は年間370万円と基準を定めた。それぞれの団体が雇用するに当たっての年限は、特に市として団体に対して制限は要請していないのが現状である。

高橋部次長

④ 排雪基準の関係だが、福祉センターは指定管理をしているのでどのような契約をしているかははかり知れない。一般論としては、駐車場の場合は「この場所に堆雪してください」と最初に依頼している状況で、ほかの市の施設の契約も同様に依頼している。

清水

1点目の質問については各款ごとに再質疑を行う。

① 2点目の地元業者への発注については全く考えないのか、それとも何か障害があるのか。当然これまで直営でやってきたもの、あるいは委託の時代は市

内発注していたわけで、それがそうでなくなるということは市内経済に大きな影響を与える。当然それをやろうというのは職員も計画を立てる上で念頭にあるのは共通していると思う。何が障害なのか伺う。

② 排雪基準については、指定管理しているが基準があるのかないのか市としてわからないという答弁だが、やはり基準がないとおかしい。駐車場に堆雪をする業者、お金をかけて排雪をすることで経費がかかるが駐車場を広く使える。市の施設の有効活用という点で基準がなければまずいと思うが、基準を設ける考えを伺う。

③ 業務従事で現役世代の方については370万円という手厚い配慮がされているというのは評価したい。確認で現役世代の人たちの年齢、条件等について伺う。雇用年数については、市から団体に何年と言っていないという答弁だった。プロパー化する場合の配慮として最低3年は続けるとか、5年は続けるとか話していかないと団体もいい人材を確保できないのではないかと。年数についてもある程度柔軟に債務負担行為も含めて検討してしかるべきではないかと思うがいかがか。

高橋部次長

② 排雪基準について、市の場合は、「この駐車場のこの場所に堆積してもよい」ということで話をしている。そこがいっぱいになってそれ以上広がると当然業者のほうで排雪してもらうという考え方である。総合福祉センターは指定管理先なので契約内容については改めて確認する。

伊藤課長

③ 現役世代の年齢については、60歳未満という考えを持っている。雇用年限は、それぞれの団体で公募を含めて手続を取っての採用にもなる。それぞれの団体の考えも入ってくると思われるので、市のほうで一方的に2年、3年、4年とか制限をつけないほうがよいのではという考えを持っている。

五十嵐課長

① 指定管理の地元発注の関係で、指定管理者制度というのはサービスの向上とコストの削減の2つの目的のもとに始まった。以前の管理委託とは違い指定管理者の裁量を拡大してある程度の経営に着目した制度である。指定管理者の発注先を制限すると指定管理者の能力が損なわれるおそれがあるので、これについてはそのような形で進めていきたいと考える。

清水

6月の一般質問等でもやるテーマだとは思いますが、プロパー化の雇用年限について、市のほうから指定するのは団体の実勢を損なうという考えはいいと思う。ただ、団体から3年くらいでないといい人材は採せないと言われるような場合は、3年という話はしているのか。それとも、役所の予算は年度予算であるため、1年しか約束できないのでそれ以降は約束できないと言っているのか、実態を伺いたい。

伊藤課長

今回の考えはそれぞれの団体が将来的には自立していくということが一番望ましいが、今まで職員が業務従事にあってその業務に対応していたのを22年度からプロパー化ということでの補助金という対応の考えなので、22年度単年度で打ち切って、23年度以降は勝手におやりくださいということにはならない考えは持っている。

委員長
本間

他に質疑はあるか。

款別でも聞くのだが、業務従事の件で基準の金額は示された。例えば指定管理をして人件費を設定すると、若い方を雇用した場合に昇給ができないという問題を考えたことがあるのか。指定管理者も業務従事の人の人件費の設定をしているので、それについてどのような考えなのか伺う。

伊藤課長 指定管理については詳細を把握していないが、プロパー化の補助の関係については22年度はそういう考えで基準をつくったが、今後どういう状況変化があるのか想定できないので、23年度以降の予算編成については団体とも十分協議しながら対応していくという考えである。

本 間 考えたか考えていなかったかが重要だと思うので、協議の中の要素としてあったのか伺いたい。

伊藤課長 22年度の予算編成の中にあっては協議していない。

本 間 今後について何年もやっていくと問題点になってくる。今後そういうことを検討する考えがあるか伺う。

伊藤課長 それも含めて予算編成の段階において団体とも協議させていただきたいと考える。

委 員 長 他に質疑はあるか。(なし) 以上で総括の質疑を終結する。款別の審査に入る。議会費の説明を求める。

議会費

中嶋局長 (議会費について説明する。)

委 員 長 説明が終わった。質疑はあるか。(なし) 質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし) 以上で議会費の質疑を終結する。

予定より若干早い総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費を一括して説明を求める。

総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費

高橋部長 (総務費のうち総務部が所管する部分、一部他部所管の部分も含めて増減の主なものについて説明する。消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費について、増減の主なものなどを説明する。)

吉井課長 先ほど清水委員からあった事業仕分けの総務費に関しての影響について、1点目は参院議員選挙の関係で、国のほうで開票作業の経費、啓発促進の費用が15%くらい削減される予定である。今回の予算で参院議員選挙の経費を見たが基準単価が上がっているので3年前と余り変わらない額で予算計上している。実質的には若干減っている。2点目は国費の関係で国勢調査の費用について国の予算が節減ということで5%~10%減額の予定である。滝川市の予算においても国勢調査関係は4%減で見ている。また、交付税措置の関係で23年からの見込まれる影響ということで起債の関係の交付税措置の見直しが国でうたわれているので、この影響が若干想定される。

西村部長 (総務費のうち市民生活部に関連する予算について説明する。)

委 員 長 説明が終わった。これより関連議案第16号、第19号、第30号、第31号、第32号、第40号、第43号及び第45号を含めて一括質疑に入る。質疑はあるか。

本 間 ① P57、職員研修に要する経費について、昨年度の610万円から525万円になっている減の要因と主な内容について伺う。

② P57、それぞれの部、課において研修費というのが正しいのかわからないが、自由にいろいろ調べる費用や旅費に当たるようなものがあるのか伺う。

③ P57、行政経営システム改革に要する経費の内容について伺う。

④ P59 行財政改革の推進に要する経費の内容について伺う。

⑤ P59 業務従事に関連するが、国際交流協会補助金345万円について、この中に人件費が含まれているのかわからないが、基準でいくと370万円が現役世代であるということになると、345万円は現役世代ではないということになるのか。

ということは250万円が当たっているのかと思うが、どういう内訳になっているのか。また現状の業務従事者の人件費が幾らか伺う。

⑥ P67、まちづくりセンターに要する経費の中の未来へつなぐ市民税1%事業補助金については、実際1%だと幾らなのか。今後1%にしていく考えはあるのか伺う。

浦川副主幹

① 職員研修に要する経費については、通常の職員研修、派遣研修、国・道への研修、派遣に伴う経費が含まれる。主に国・道への派遣研修、旅費等が減になっている。研修の中身の予算については講師謝礼として報償費が10万円、北海道市町村職員研修センター、幕張のアカデミー、都内で行われる電源地域振興センターへの参加のための旅費等で125万7,000円。市役所において集合研修を行う場合の委託料で34万9,000円。その他消耗品や研修のための参加負担金などがある。

③ 行政経営システム改革及び行革に要する経費の主な中身については、信頼回復プランの推進に伴う内部的な研修、あるいは情報収集の旅費である。テーマとしては、コミュニケーションの向上を一つのねらいとして予算化している。

④ 行革に要する経費については、情報収集及び新たな行革手法の研修のための旅費等を計上している。

田中課長

⑤ 業務従事の345万は、事業費補助で95万円、プロパー職員化を図るための補助として250万円という内訳である。業務従事というのは今の職員という意味で、職員費に関することは所管のほうから答弁する。

小畑主査

⑤ 国際交流協会の業務従事している職員は2名で、2人分として1,560万円程度の人件費がかかっている。

千葉副主幹

⑥ まちづくりセンターについて、今年度の歳入は個人市民税14億8,000万円ということで、その1%ということであれば1,480万円となる。初年度ということで今回500万円計上したが、今後についても利用が図れるよう努力していきたい。

高橋部長

② 職員研修の質問の中で、各部においてその種の研修旅費は計上していない。一部総務費の一般管理費の中で各部がこういうこともあるということも含めて旅費を120万円ほど見ている。

本 間

① 職員研修について、いちいちお伺いを立てて120万円を引き出すというのではなく、部長裁量にすることなども大事なことでないか。事業にかかわることはそれに対する調査もあるのだろうが、それ以前の何か知識を得たいとなると、以前インターネットがあるのでという答弁があったが、各部の研修費としての計上をそろそろ考えたらどうか。検討する意志があるのか伺う。

② 国際交流協会の補助金について、現役世代に事務局長的な仕事をしていただくということだが、250万円で退職世代とはどういうことか。市役所を退職した方だったりするのか。そういう考え方でいいのか。能力があっても職がなくて困っている市内の方や、市外の方で滝川に移住してでも働きたいという方でもある程度の人件費を用意すればそういう角度で新たな活力を導入できるのではないか。全くそういった哲学というかそういったものが感じられない。当面お金がないので250万円でもいいかという考えだろうが、1,560万円あったものの全部が国際交流に充てたものではないだろうが、その2名が1名になり、なおかつその業務を250万円で行おうということ自体に無理があるのではないか。ほかの業務従事廃止の部分でも同じ話をするかもしれないが、まず国際交流協会についてはそのような考えはないのか伺う。

高橋部長 ① 研修について、各部の部長裁量を決めるということは大事だと思う。各部の職責の位置づけということもやっており、人事の関係では各課の課長裁量の人事権を可能にしてある。それをさらに部長職での庁内のいろいろな分権的なことを進めるのは非常に必要なことだと思うので勉強したいと思う。

② 今回の国際交流協会に絡んでの職員のかかわり方だが、21年度までは2名の市職員が業務従事している。22年度は3名体制となった。姉妹都市との交流関係等の業務も含めて国際交流協会の業務のかなりの部分が市の業務としての位置づけになる。そういう面での2名から3名の体制強化とさらに協会における市職員が協会の事務局長や役員等の最高経理決裁としないということもあって、さらにプロパー職員として人件費250万円計上した。

本 間 国際交流協会の件について、3名体制でやると言っても今までの2名は基本的にかかわらなくなる方針なのではないか。22年度はそれに向けた準備段階で引き継ぎが行われ、仕事を覚えていくという時期ではないのか。退職世代の方がその職についてまたすぐにやめてまた違う人を雇うのか。そういうことも考えてやらないと結局、業務従事は抜けられないのではないか。これはちょっとおかしいのではと思うが考え方を伺う。

高橋部長 今かかわっている業務従事の2名がかかわらなくなるのではなく、国際交流の事業自体を市の事業として位置づけるということで2名を3名にするということが基本になる。さらにプロパー部分をプラスして事業展開を含めて充実するという事業内容で考えている。

本 間 せめて表向きだけでもそうでないほうがよいのではないか。業務従事を廃止すると言っているなら国際交流協会自体の力を強めていく必要があるのではないか。市の職員が国際交流何々といった部署をつくってそこにかかわるのはいいと思うが、今後もその業務にどっぷりつかると職員であってはならないと思う。仕事量は相当あると思うので、なるべく離れていけるようにするための準備段階のお金を出すのに、実際、国際交流協会では幾ら人件費を出すことになるかわからないにしても、例えば500万円で公募するというふうにするべきではないか。特に国際交流事業は若い力、新たな考え方を入れて活発に動くという中で、退職した方を採用するのは大反対だが考えを伺う。

高橋部長 21年度をもって業務従事を廃止するというのは明言しているし実行する。ただ各団体における暫定的経過措置もある。派遣となると裁判の動きもあることから、市の業務として明確に各部の事務分掌に位置づけをして市の業務として行えるものは行うというのが基本である。協会そのものの事業にどっぷりつかるということではなくて、協会の事業を市の業務として位置づけるという考え方である。22年度はそのような形でスタートしたい。基本は、今は暫定的な形なので将来的には自立していくという方向は目指すべきだと考えている。

本 間 それぞれの部で業務従事の考えがあると思うので別な場面で伺う。

委 員 長 他に質疑はあるか。

荒 木 P67、未来へつなぐ市民税1%事業補助金の500万円が性質別歳出予算の補助金交付金の中に入っていると思うが、旧来の各種団体に対する補助金交付金とは別な性質のものという位置づけなのか伺う。

千葉副主幹 この事業については補助事業ということで、ほかの部分については各団体にいったものとする。この事業については枠で持っていて1件1件申請を上げていただき市民の方に審査していただくという考えである。

- 荒 木 市長が本会議で今までの補助金は議決権があるからという意味だと思うが議会が決定してきたが、今度は市民が決定するということを言われていたので意味がわからない。従来の補助金に対するものにこれを組み込んでいくための経過措置的なものなのか、それともずっと別建てとしていくということなのか伺う。
- 西村部長 補助金としての性質別の区分けは今までと同じである。荒木委員の質問は将来的には1%の上限まで補助金として確保するのかどうか、それを目指すのかという内容の質問なのか。
- 荒 木 補助金や交付金というのは一律に言ってもいろいろ性質があるので、市長が答弁したことで矛盾するのではないかと。今までの補助金は議会が決めてきた、今度の補助金は市民が決定すると言っているの、そうすると1%事業補助金は補助金の枠の中に全部入れてやるのか、それとも別建てでの予算を設けて従来の団体に対する補助金とは別なものか位置づけを伺いたい。
- 西村部長 補助金としての歳出の性質別としては変わらない。今まではどここの団体補助金という形で明確にしている補助金だが、ここで提案しているのは補助金の大枠を予算化していただいて申請を受けて市民の方に決定していただくという中身になるということである。
- 委 員 長 他に質疑はあるか。
- 清 水 ① P57、公正職務審査会の18万2,000円は審査会を何回開く予算か伺う。また委員報酬や事務局予算の内訳について伺う。
- ② P59、国際交流・国際協力推進基金造成補助金の2,000万円について伺う。JICAの青年海外協力隊の補完研修の場として決まったということだが、協会として独自の予算、つまりこういった受け入れは委託費がついてくるわけで独自に必要な予算が表示できるのか伺う。
- ③ 青年海外協力隊の補完研修が今回スタートだとすると今後どのような発展があり得るのか伺う。
- ④ 市長は国際交流協会の事業をワンステップアップさせていきたいと本会議で答弁されていたが、ワンステップ先に何があるのかが非常に抽象的過ぎると思うので具体的な内容について伺う。
- ⑤ 計画の文書も示されていない。たたき台がなくて審議しづらい。せめてハードに使うのかソフトに使うのか、あるいは全く自由なのか、今の時点でわかっていることについて伺う。
- ⑥ 国際交流協会は現状で基本財産を2,000万円、さらに国際交流推進事業積立金として420万円の定期預金をそれぞれしている。利子は年間6万円余りある。これがあるのに、さらに2,000万円の基金を造成するというのはどういうことなのか。2,420万円は当面使えない理由を伺う。理由があったとして2,000万円の基金造成をする必要性について伺う。
- ⑦ 基本財産2,000万円とは何なのか。国際交流推進事業積立金とは何なのか。滝川市が出資者でもあるので伺う。協会がこの寄附金についてどんな議論をしているのか。11月の理事会でこの問題についてどんな議論が行われたのか。それ以前の理事会でもどんな議論が行われたのか伺う。
- ⑧ 5,000万円の国際交流推進基金造成寄附金について伺う。市長は5,000万円の要望はない。国際化の道を検討いただいているという情報も入っていると非常に抽象的な話をされている。現状では留学するときの支援になるとか、外国から短大に学生が入ってくるなどの一般的な話があったが、短大の国際化の情

報はどのような具体性を持ったものなのか伺う。

⑨ 國學院大學に寄附する場合は、必ず入学者数の推移を伺ったのが重要な検討要素になっているので、この5年間の入学者数の推移を伺う。

⑩ 國學院大學に対する寄附金は私が計算しただけでも12億円を超えていると思う。開学時に5億3,500万円、平成3年に用地拡張で3億9,297万円、平成11年に学科充実で7,000万円、さらに平成15年、16年に各1億円ずつの寄附である。そのほかにコミュニティカレッジに関する補助金などを合計すると12億円を超えていると思われるが総額について伺う。

⑪ 短大はアクロスプラザ開店以来、土地の賃貸収入が毎年2,000万円以上あるわけだが、寄附をする場合に平成15年に特に議会で議論されたのは、短大の単年度収支が悪化していて3,000万円の赤字というシミュレーションが出された。現状はどうなっているのか。今回も当然議会に示されてしかるべきと思うが、資料があれば提供願う。なければ直近の数字で幾らくらいの収支か伺う。

⑫ この問題で市長は、「重要かつ緊急であることを優先する。その方針は今後とも堅持します。同時にそのときに重要であると思います。期を逃さずに取り組みたいと思います」ということを言われた。今回結局、総務文教常任委員会にも諮られず2月17日に突然発表された。市長が考えている重要かつ緊急なものを優先するというのは、場合によっては議会への報告や検討も飛び越えて、チャンスがあれば何よりも優先するというふうにしかな聞こえないが、どのような真意なのか伺う。

⑬ 寄附または補助金については、地方自治法の第232条の2で「公益上必要がある場合においては寄附または補助することができる」と書かれている。この解釈及び運用で行政実例等で「これは全くの自由裁量ではないから客観的に公益上必要であると認められなければならない。当該団体としては寄附または補助を行うに当たっては慎重にその必要性及び効果等において検討を要する」ということから言えば、今回は客観的に判断する材料がほとんどないと思うが考えを伺う。

⑭ P63、庁舎の維持管理についてだが、今年度重大な事故が発生した。委託から直営にした結果の事故だと聞いているが、来年度はどのようにシステムを変え、安全を確保するのか伺う。

⑮ P152、職員費について来年度の募集予定人数、募集要項発表、試験日程、経費の総額について伺う。

⑯ 業務従事について職員費の観点で伺う。業務従事になって市の職員がどういうふうにし、市側と団体側の立場を共有しないのか。具体的にどういうふうに分かれるのか伺う。特に国際交流協会について伺いたい。現行が副主幹職と主任職の2名の業務従事だが、1名プロパー職員化で3名が市業務及び支援を行う。具体的に国際交流協会を例にとり、どのように市職員の業務が変わるのか伺う。さらに国際交流協会は市職員の業務従事が2名だったのが3名にふえる理由について伺う。

⑰ P57、市民の皆さまに信頼される市役所づくり推進プランが行政経営システム改革に入ってくるのかわからないが、本会議の答弁でこれに付随した弁護士を入れた第三者委員会があるという話を聞いたが、これの予算がどれくらいか伺う。

⑱ 1階ロビーのブラインド設置等による夏の光熱対策は来年度の予算に盛

- り込まれているか伺う。
- 橋本副主幹 ① 公正職務審査会委員報酬の内訳についてだが、内訳としては審査員3名、報酬額が1回1万100円。3名で不当要求等の関係、公益目的通報があった場合を想定して計6回の報酬額を計上している。事務局関係、開催に関する費用は計上していない。
- 浦川副主幹 ⑩ 信頼回復プランの関係の第三者委員会について、信頼回復推進市民会議というものを昨年3月末に設置した。委員の構成は生活保護費詐欺事件における第三者委員の市内在住の皆さんで1名亡くなられたが、そのほかに顧問弁護士で構成される。信頼回復プラン、福祉事務所の対応策、基金の積立状況等について年2回ほど取り組み状況や進捗状況の報告をしている。皆さん自家用車や徒歩で来られることから交通費、報償費は発生していないので予算計上はしていない。
- 横山副主幹 ⑭ 庁舎の事故の関係について、雪庇の事故は委託から直営に変えたことが起因ではないかということだが、そういうことではない。2月5日に折からの多雪による雪庇ができ、それが庁舎の北側玄関前に落ちたもので、あくまでも雪庇ができるできないは委託、直営ということではない。しかし、次年度に向けてということで、現在冬の間も庁舎前の通路は自由に通行できるようにしていたが、現在は封鎖している状態である。来年度以降も冬期間、厳冬期間、多雪期間は封鎖することで検討している。雪庇について、週2回11階から確認をし、毎日下から確認するというようなものをチェックシートを用いて対応していきたい。庁舎の屋上の笠木部分というか端にヒーターが入っている部分があるが、一部入っていない箇所があるので検討ということで予算には盛り込んでいないが、検討していきたい。
- 田中課長 ⑮ 1階市民ロビーのブラインドについてだが、22年度予算の中には計上していない。図書館移転に伴う総合的なさまざまな対策、電気、燃料等々についてこれからさまざまな検討をしていくが、その中で検討していきたいということで今回の予算の中には盛り込んでいない。
- ⑯ 國學院大學北海道短期大学部への5,000万円の寄附金について、短大に対して何に使って下さいということではなく、基金を積むということである。目的基金を崩して基金を積むのでその趣旨は尊重されるべきと考える。大学での活用なので留学生の派遣や、昨年は市民訪問団がアメリカのスプリングフィールドカレッジとの交流もしている。その際に短大の先生も参加していたが、スプリングフィールドカレッジと國學院大學北海道短期大学部と新たな交流が始まりそうな可能性が大だということもある。姉妹大学となるかわからないがお互いの交流が進められる。渋谷の國學院大學本学は、韓国や中国の留学生やさらには研究生の受け入れ等も行っているようである。短大は法人の傘下にあるので本学との一体性も必要である。本学では21世紀の教育計画の中にも5本柱の中で国際交流基盤整備が明確にうたわれている。その辺の関係もあるので、議決をいただきまして短大に寄附をするとなると、本学も含めて短大としてどう活用するのかということの検討が進められて大きな柱が示されるのではないと思う。具体的内容については、設置が予定されている第三者を交えてということ想定しているようだが、運用委員会で議論され効果的な運用がされていくと考えている。
- ⑰ 入学者の推移についてだが、17年度286名、18年度227名、19年度253名、

20年度180名、21年度179名である。

⑩ これまで市のほうでさまざまな節目において支援しているが、私の手元にある部分では約12億1,000万円である。

⑪ アクロスプラザの関係で現状の収支ということだが、今回の5,000万円の寄附に際しては、短大の運用補助ということではなく交流目的に使っていただきたいという大きな趣旨があるので、直近の収支までは把握していない。

⑫ 市長答弁の緊急性云々ということだが、これまでの国際交流協会の部分に共通するが、滝川市として国際化という視点でまちづくりの一つの事業として取り組んできて、生活指標を数字であらわすのは難しい分野だが、この人口規模でこれだけの国際交流を進めているところは恐らく日本にも例がないのでは、トップクラスではないかと考えている。滝川市民に親しまれる短大として57年の開学以来事業を進めてきたが、これからは国際化ということを短大でも明確に打ち出しており、英語の教員などを採用している。今後寄附金が有効に活用され、進んでいくものと思うが、緊急性・事業性というのは、新年度の国際化の施策として市政執行方針で市長が表明し、なおかつそれに対して予算を伴うものということで本議会において審議いただくということで、事前に所管の委員会等々には特段の報告はしていないが、そういう趣旨で提案しているということである。

山内室長

② 国際交流協会への補助金2,000万円について、JICAの青年海外協力隊技術補完研修だが、あくまでも技術補完研修自体の実施に係る予算しか来ないので、それ以外に係る歓迎会、週末の授業、時間外の補完についても発生してくるので、国際交流協会としてある程度考えなければならない。

③ 青年海外協力隊の補完研修がスタートしてその発展性ということだが、今回農業のほうの協力隊で開発途上国のほうに回られる方たちということで、予定では2名を受け入れる。途上国を支援するという希望に燃え、意欲のある2名が滝川に来ていただくことで、将来的に滝川を好きになっていただいて戻ってきて担い手となられる可能性もあると思う。女性であれば花嫁として戻ってくるということも想定されるかもしれない。人数について将来的には滝川市として2名ではなくもう少し多目でという打診もある。

④⑤ 当市が国際交流に尽力してきて既に20年を経過している。諸関係の皆様が当初何とか発展させたい、そのためには国際的に活躍する人材、国際的な視野を持った人材の育成が急務であるという皆様の思いから、平成2年に滝川国際交流協会が設立されました。平成9年にさらに思いが強まり社団化した。全国でも社団格を持っている国際交流協会は札幌にある北方圏センターと滝川国際交流協会しかない。ほかは財団になっている。「人を大切に」というところでこの協会の設立の趣旨が生かされ社団になってきている。これまでさまざまな事業を展開してきて、既に当市が培ってきた実績については議員の皆様には私どもよりも十分承知のことと存じますが、実績がJICAや国際交流のシンクタンクである財団法人日本国際交流センター、財団法人の自治体国際化協会、総務省、外務省等にも高く評価していただき、平成17年度には地域づくり総務大臣表彰、あわせて北海道から社会貢献賞をいただいた。北海道広しと言えども、また全国どこの都市でも簡単に真似ることのできない内容をこれまで蓄積させてきたことから、実績を十分に踏まえた上で今回さらにワンステップアップしたいということでの事業の補助金である。ハードかソフトかというの

は、今後国際交流協会で審議していくことになる。

⑥ 2,000万円の出捐金は、この果実を使ってという資金なので手をつけることができない。積立金の420万円は承知のとおり非常に厳しい財政状況の中、国際交流協会が努力して今後の将来の人材育成、事業の推進のためにようやく貯めてきたものであるので、理事会のほうで考えながら使っていくことになる。先のバスケットボール殿堂館日本移動展ではこちらを取り崩して使用したが、現在は貯めて次に備えているところである。

佐藤副主幹

⑮ 23年度の募集予定人数は今年度3月31日までの退職者の状況、来年度の状況を加味して現段階では具体的な人数は決まっていないが、それらを参考にしながら決定したい。また23年度以降の退職者の状況もばらつきもあることからその辺の状況を加味しながら人数を決定したい。具体的な募集要項については決まっていないが、時期については昨年同様7月と9月に第1次試験を予定している。これらの採用試験に係る経費は62万円程度である。

伊藤課長

⑯ 現在交流推進に職員2名のところを3名に増員するが、業務の内容について、協会がやるべき業務、市が行うべき業務について、ほかの団体もそうだが整理をしている。これらは規則に定められているが3月中に規則を改正する予定である。市がやるべき業務が従前よりも増となることから職員を1名多く配置したいと考えているところである。

委員長

1回目の質疑の答弁がすべて終わった。ここで昼食休憩とする。再開は午後1時とする。

休 憩 12:06

再 開 12:59

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。清水委員、再質疑はないか。

清水

① 答弁漏れかと思うものから、まず国際交流協会の業務従事について、具体的にどのように市の職員を分けるのか伺う。市の職員の業務従事が2名から3名へ1名増となるのでかなり具体的にお答えいただきたい。

② 国際交流協会の2,000万円について、答弁では委託費以外に係るJICAの受け入れ以外は、歓迎会、週末、時間外までということだったが、こういったものはこれまでも同様なことをたくさんしており、JICAの研修生も当然日当をもらって来ているので、協会として特別に予算づけするようなことがあったのか。あったなら1カ月滞在して1人当たりどれくらいの費用を計上していたのか。必要だということでの答弁趣旨だと思うので伺う。

③ 補完研修の受け入れが今後どうステップアップしていくのかについては、もう少し多目の打診があるということだが、何名程度か、期間等を伺う。

④ 基本財産2,000万円、国際交流推進事業積立金420万円について、後者は交流協会のこれまでの結晶ということで他に転用することはできないというのは理解できる。ただ基本財産2,000万円については、ずっと利子を運営費に計上する形を取ってきているが、利子は6万円程度で、0.3%ほどの低金利がいつまで続くのかわからない。新たな基金を造成する前に滝川市として出捐金をどういう形で使うのかを考え直すのが先なのではないか。出捐金は絶対にあり方を変えられないのか、検討できるような柔軟性を持たせられるのか伺う。

⑤ 国際交流の推進基金造成寄附金、國學院大學北海道短期大学部について、答弁では、近年の入学者数が20年度の179名、19年度の180名というように、これまでずっと200名を超えていたものが、定員225名に対して減っているという

ことは、本来なら今回資料として出されてしかるべきだったのではないかと。短大が国から補助金を受けられる最低ライン、あるいは経営の収支分岐点が幾らなのか伺う。

⑥ 費用対効果については、今後短大の中でつくられる運用委員会でこれからどう使うのか検討するとしている。寄附金や補助金というのは客観的、公益上必要なのか滝川市として慎重に必要性及び効果等の検討を要するとされている。市長が短大から幾らくださいと言われてからやるものではない。今までとにかくお金を渡してこれやってくれあれやってくれと言ってやってきたが、今回も同じで結果はどうなるかわからないが、とにかく滝川市は出すのだということを市長は答弁された。これは地方自治法上からも客観性、慎重かつ必要性、効果という点で不十分過ぎると思うが考えを伺う。

⑦ 結局、今の段階でも2つの寄附金について何の計画資料も議会に示すことはできないのか。口頭のやりとりでしか寄附金の客観性、効果等を示すことができないのか伺う。

伊藤課長

① 具体的な業務内容について、今現在、協会と業務従事をしている職員が、ともども取り進めてきた業務について、次年度以降は市の業務として整理したい中身として、1つはジュニア大使の派遣に係る業務、さらには市民訪問団に関する業務、ロングメドー高校の受け入れに係る業務、国際協力事業の中での農村振興セミナーに係る業務、青年研修事業に係る事業、これらについて市の業務と位置づけをし取り進めたいと考えている。

田中課長

⑤ 補助金の最低ライン、分岐点は幾らかについてということだが、21年度に定員を減して現在定数225名とした。3学科それぞれ75名である。分岐点が幾らかというのは明確には把握していない。300名の定員のときに230名から250名が入学者数の分岐点だと聞いたことがあるが、今定員が225名となったときに分岐点が幾らかということでは把握していない。文科省の補助金等では、学科定数の半分を切ると補助金が削減されるということは聞いている。

⑥ 自治法の関係で認識はということだが、滝川市で進めてきた国際交流、国際貢献の事業と短大がこれから国際化で歩もうとするところを総合的に判断して自治法の趣旨に沿って適切に運用されるというようなことを判断しての提案である。

⑦ 今提示できる計画については、議決をいただいた後に短大のほうで本学との連携の中でこの寄附の趣旨を十分に酌み取っていただき、どういう使い方をするのか大きな方針が示されると思う。具体的にどのような事業かというのはその後の委員会等々での議論を踏まえて示したい。今の段階でこういうことを現実的にやるというような資料は持ち合わせていない。

山内室長

② 補完研修等にかかわる部分だが、国際交流協会はさまざまな事業を展開してきて、平成18年まではプロパー職員1名であったが、平成19年から1名増員して2名にして対応を図ってきた。

③ ステップアップする補完研修の今後の予定としては、今年度については新聞報道にあったとおり2名を5月から9月の半年となっているが、今後の予定として具体的にはまだ示されていないが、増員という話もある。

④ 基本財産については、国際交流協会の基本財産取り扱い規定があるが、「基本財産はこれを処分または担保にすることができない」となっている。

清水

① 業務従事については、プロパー職員が以前2名だったものが1名になり、

市の業務従事と合わせて3名でやっていた。ところが今回プロパー職員1名、市の職員が3名になる。3名から4名になるが何がふえるのか伺う。

② 市の業務に移ったものが述べられたが、逆にプロパー職員1名と臨時職員2名で協会に残る業務が何か伺う。

③ 出捐金のことで基本財産取り扱い規定で処分等できないと書かれているとのことだが、これは市の要綱、規則なのか国際交流協会の規則なのか、もう一度中身も含めて伺う。こういうものは絶対普遍のものではないわけで、果実を活用する時代ではなくなったときに2,000万円をこういう形でずっと置くことが時代に合っているのかということを検討できないのかと先ほど聞いた。これを理由にこれがあるからできないという答弁では決まりがあるからできないではなく、時代おくれの決まりは直すべきではないか。果実が少ない今の出捐金の使われ方では費用対効果が低いということで、変える考えはないのか伺う。

④ 短大の分岐点も収支も把握していない。平成15年、16年の寄附金の件を議会で議論したときからみると全く情報不足である。最低でもこのようなことについて認識を議会に伝えないと5,000万円ということにならないと思う。これについて、以前は把握していたのに現在はなぜ把握していないのか。5,000万円出すことを考える上でこういったことを検討・調査しなかったのかについて特別職の考え、どういった指導をされてきたのかも含め伺う。

⑤ 同様に地方自治法の寄附金を出すときの条件に明らかに不足があることについて特別職の考えを伺う。

伊藤課長

① 職員の増についてだが、現在の業務量と従事している職員の状況の中で相当厳しい状況にある。22年度に関してはそういう考えでいきたい。

② 協会に残る業務については、大きく国際協力に関する事業の中でベトナム・カンボジアツアーについては協会固有の業務と考えている。さらには国際理解事業の位置づけで国際理解教育、国際化講演会などについても協会業務ということで考えており、協会としての予算決算、いわゆる全体の運営に係る事務についても協会業務と考えている。

山内室長

③ 基本財産出捐金2,000万円の扱いについて、社団法人滝川国際交流協会の基本財産取り扱い規定の第5条によると「基本財産はこれを処分または担保にすることはできない。ただし、事業の遂行上やむを得ない理由があるときは理事会において理事正在員数の3分の2以上の議決、及び総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経てかつ北海道知事の承認を得てその全部もしくは一部を処分し、または全部もしくは一部を担保に起用することができる」とあるが、国際交流協会の理事会及び総会ということになるのでそちらの判断になる。

副市長

④⑤ この寄附を含めての行為は財務内容に貢献するということではなく、次なる国際交流のもとでステップアップしたいというまちづくり、大学づくり、地域との連携、次なるステップアップに使いたいと理解していただきたい。財務内容について公開されている部分については情報収集しながらランダムな形で提示できると思う。自治法上の件については問題ないと把握している。担当も言ったが双方で事業内容を含めて詰めていかななくてはならないと思っている。具体的な事業内容等を含めてどうチェックしていくか、その審査機関をどうするか、さまざまな検討事項があると考え。そういう方向でまとまった後、総

清 水

務文教常任委員会等に報告するような形にしていく。総括的に国際交流の視点で次なるステップを目指したいという寄附であると理解いただきたい。

① 特別職にもう一度伺う。これまでの直近の平成15年、16年の寄附金のときは明らかに國學院短大存続のための議論がされたが、今回は違うのか。明らかに違うという答弁の流れである。個性化を図る、しかも市長は短期的な成果は求めない、中期的・長期的な成果を求めるという答弁を聞いていると、短大は定員割れになっているが赤字ではないのだなというふうにしか受け取れない。そうすると短大の経営に関する支援は必要ない状況であり、短大が滝川から撤退するとかという話はないとなる。そういう答弁の流れでこの寄附金の問題を審議してよいのか伺う。

② 地方自治法の関係では、客観的に公益上必要かどうかを慎重に検討しなさい、そうでないと寄附できないと書いてある。ところが議決を受けてから具体的なことが決まる、示せる資料が一つもない。日本人は文字を持つようになって文化が発展したわけで、文字もなく言葉だけで議論するとは余りにも誠意がない。議会で審議してもらった最低限度の条件を備えていないと指摘せざるを得ないが、地方自治法第232条の2との関係について伺う。

③ 国際交流協会については、出捐金についても計画的に事を進めるならば、費用対効果の薄い使い方ではなく、なおかつ滝川市が返済を求めることができる出捐金であるから、滝川市が寄附する前に何とか有効に活用できるように検討してもらおうという経過を経て行うべきだったのではないかと思うが考えを伺う。

副市長

① 論理がマッチングしないが、短大の運営は道内でも厳しい状況にあると承知している。財務内容を補填するために出すのではなく、国際交流という視点を持って次のステップアップのために寄附する。間接的に人材育成等を含めて学生の募集枠が伸びてくれば、大学の効果度もアップすることになるので、大学の運営に間接的に効果やステップアップにもつながるはずである。資料等内容を含めながら担当も申し上げているように大学生の派遣事業、留学生の受け入れ事業、姉妹大学との提携、市民訪問団が行って、スプリングフィールドカレッジとの交流をどうしていくのか、そこから何か発展形態がないか、卒業後のキャリアインターンシップ、海外青年協力隊事業の派遣等の展開はないか、そういう考え方を持っているのは確かである。先ほど箇条的に申し上げたところで理解いただきたい。

② 地方自治法を慎重に検討せよということだが、慎重に検討した結果が、自治法でいう判断のもとで私どもが寄附をしたいという考え方で、それ以上の言葉の進展はない。

③ 道を含めての中で基本財産の関係については、今後考え方の検討の余地はある。今までもこういう基本財産は取り崩しできないのかという議論は予算編成の中であつたが、現状として取り崩せない。今後の課題として法改正・自治法改正も含めて法人が伴う法改正を含めているような分野で議論がされていくのではないかと思うので、推移はしっかり見ていきたい。現状では取り崩せないということで把握している。

清 水

日本共産党として、予算の修正案を検討しているところである。最終日の市長総括質疑の結果次第では修正案を提出する。内容的にはP58、59の2,000万円と5,000万円を減額して基金に戻すということである。

質疑留保は以下の2点としたい。

- ① 今回の2つの補助金並びに寄附金については何の資料も提出をされず、今回の議会が初めての審議の場となっている。寄附金または補助金の地方自治法第232条の2の解釈から言えば、到底慎重かつ必要性及び効果等について検討できるような予算提出の仕方ではないと思うが考えを伺う。
- ② 国際交流協会については、2,000万円の出捐金の検討をして、用途をきちんと生きた形にしていく時間的余裕は十分にある。決して緊急性のあることを今抱えているわけではないことが答弁で明らかになった。よって、この2,000万円を出すということだけでなく、協会の出捐金の使い方を今後じっくり検討することで目的は達成されるのではないかということ。
- 委員長 このことについて答弁の追加等はないか。(なし) 質疑の留保を確認する。他に質疑はあるか。
- 井 上 ① P59、広報広聴は一生懸命取り組んで、この間賞も受けている。これとは直接関係ないがコミュニティFMについて、この中身とまちづくり支援番組制作委託料の中身について、これらには議会の内容等も含まれるのか伺う。
- ② P61、総合計画策定に要する経費だが、当初の計画で総合計画、マスタープランが立てられる年でもあるが、87万2,000円の内訳、スケジュール、マスタープランとの関連も含めて伺う。
- 吉住副主幹 ① 市では2つのFMを活用した番組を流している。1点目は、滝川のさまざまな事業や取り組みに関する市政番組「みんなのタキカワ」を毎週金曜日、12時15分～12時30分、再放送として18時～18時15分の1日2回の放送を行っている。この中では市からの大切なお知らせ、イベント、市立病院の先生方による広報最終ページで紹介している「5分で読める病の話」を10分間に延長して「10分で聞く病の話」として詳しく病気の話等について放送で流す。市政番組については毎週金曜に行っている。コマーシャルとして月曜日～土曜日まで1日4回・各30秒流している。イベントのお知らせもあるが、新型インフルエンザの優先順位による予防接種等があり、市民の皆様への周知を円滑にすることができた。議会についてFMG 's k y、エフエムなかそらが自主的に本会議の内容をすべて放送している。今回の議会についても10日、11日にそれぞれ本会議終了後の夜にすべての議会内容が放送されていた。
- 柳副主幹 ② 総合計画の経費の中身、スケジュールについて、マスタープランの関連も含めてだが、総合計画については短期的なものではなく、20年程度先の未来の滝川市のことを考えていかななくてはならないと考えている。その前提として先日の市長の答弁でもあったが人口減少、少子高齢化という問題がある。そういう中でも持続可能な幸せの実感できる住みよいまちづくりを目指していくべきだと思っている。その作成に当たっては、市民や団体の方々の意見を踏まえてまとめていかなければならないし、都市計画マスタープラン案でも示されている3つの市街地のコンパクトタウンというのも基本に思っている。それぞれのところに出向いていろいろと相談させていただきたいと考えている。総合計画のスケジュールについては、市民会議もつくり、市議会議員の皆さんの意見をいただきながらと思っているが、前期9月ころまでに基本構想、年度末ころまでには基本計画を立てたいと考える。人口減ということが前提なので考え方を大きく変えていかなければならない。人口減、少子高齢化でどういうことが起こるか、どういう状況が想定されるかを考えながら、そういう状況をプラスしていくような取り組みというのをも位置づけていきたい。

井 上

本会議の放送について代表質問も含めて一般に知らせるのに非常にいい機会であるので、午後8時からでなくゴールデンタイムも含めて考えてはどうか。議会の日の放送であるのでそういうことも関係するのだろうが、これは意見とする。

総合計画の中身の策定について、中身は答弁されたとおりだと思うが、縦割りそのものである。総合計画は企画課で、マスタープランは土木課で、住宅マスタープランはもうできている。拠点をつくろう、コンパクトタウンをつくろう、あるいはコンパクトシティにしようということで核をつくるという中では、こういう縦割りでなく、地域を持続的に発展させるということを本会議で市長が言っているのだから、地域の人たちとつくり上げなければならない。そういう意味で地域づくりの一体化をしていかなければならない。教育行政もそういう形の中でやっていかなければならない課題だと思う。考え方をきちんとしないとだめだと思う。地域の人たちの意見をどういう組織でとを考えているのか副市長に伺う。

副市長

縦軸ではなく横串を刺して総合的にものを見ていかなければならないという視点は我々も持っている。総合計画づくりの中で都市マスも同じだが、総務部、建設部、各部関係するところが入りながらプロジェクトを持ってやっている。総合計画も同じような形でつくり上げていかなければならない。そのコントロールは企画課を中心にしていかなければならない。地域の声をどうやってそれぞれ反映していくのか、そのメンバーをどういうふうにして構成体をどうするかは今後の課題にさせていただきたい。まちづくりそのものは縦だけで推進していかないというのは認識としてあるので、横軸でできる限り総合性の中でやっていきたいというのが私の基本である。

井 上

大事なことから聞きたい。話や事実としてはわかるが、住宅マスタープランで東滝川にしても江部乙にしてもどういう形の中で審議に加わっているのか。もう一つは都市マスタープランでも同じである。縦軸・横軸と言うなら機関の中に網羅されてその地域の意見が反映できるような総合行政をしないと失敗すると思う。横の連携と言われたが、地域の意見を吸い上げる機関をつくっていかなければならないと思うので再度副市長に考えを伺う。

副市長

地域の意見を吸い上げる形をどのようにしていくかは考えなければならない。横軸・横串でやらないと総合行政は失敗するという意見は十分承った。今後の中でどう生かせるかということも含めながら、視点を持って横軸の動きをしていきたいと思う。

委員長

他に質疑あるか。

副委員長

① P63、太陽光発電については非常に高い評価をしている。現在、月にどれくらいの電気料金がかかっているのか。太陽光発電の効果額はどれくらいを予定しているのか。最終的に2,000万円の回収には何年くらいかかるのか。モデル検証をどの辺で判断し、さらなる設置に対する予定があるのか伺う。

② 23年6月までの住宅用火災警報器の設置について、この間の代表質問の答弁でもあったが、独居老人、高齢者世帯を中心に年度内にやりたいと発言があったが、地域防災対策の推進の中で、災害時要支援者非難支援プラン事業というのがある。54の町内会以外のところに緊急雇用創出事業を活用して回るとあるので、こういう人たちも一緒に警報器の説明をしてもらおうと非常に効率よくありがたいのではないかと。財政面で非常に厳しいという方に対する助成制度は

どうなっているのか伺う。

菊田主査

① 太陽光発電等の設備の整備事業について、庁舎の電気料は平成20年度の決算では使用量85万9,284kw/h、電気料1,733万608円となっている。太陽光発電を実施することによっての電気料の効果だが、この事業は庁舎の照明用の安定器の交換事業も一部含んでおり、それと合わせて約37万3,000円が節減となる。どのくらいで回収されるのかということについては、電気料2,000万円ということでの削減でいくと、40年近くかかる。モデル事業については、くらし支援課より答弁する。

深瀬課長

① 今回のモデル事業に基づいて、どの辺で判断してさらなる実施を行うのかということだが、総務課から申し上げたとおり今回の市のモデル事業でデータを取る。また滝川市には北電のテクニカルセンターの太陽光発電もあるので勉強しつつ、国の補助の情勢もあるので22年中にそういったデータ収集をしながら考えていきたい。

高瀬室長

② 通告でも火災報知器の設置の計画についての質疑があり、その時点では60%を22年度の目標として市長が答弁した。達成するには当然ながら消防本部の特別な査察とか普及に向けて動くことになっている。市のほうではどういうことができるのかということだが、災害時要援護者支援プランを21年度から進めていて22年において江部乙方面に向けてこれから進めていく考えである。その中において支援プランを進めるのとあわせて、この火災報知器の普及についてもできるかと思う。特に障がい者に対する支援制度においては、現在福祉課において障がい者2級の方や身体障がい者1・2級の方に対する補助・助成制度を設けており、窓口等、申請に来られた方にはしおりを提供している。介護福祉課所管における緊急雇用創出事業の地域支え合い見守り支援推進事業では、高齢者宅を訪問し火災報知器の設置について聞き取り、アンケート等を開始して設置についての意識づけをしていきたいと22年度については考えている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) ないので以上をもって質疑を終結する。質疑の留保は、清水委員の補助金寄附金の件、国際交流協会出捐金の件の2件と確認してよいか。(よし)

以上で総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費及び関連議案第16号、第19号、第30号、第31号、第32号、第40号、第43号、第45号の質疑を終結する。本日の日程は全部終了した。次回は3月15日月曜日、午前10時から会議を開く。本日はこれにて散会する。

散 会 13:54